



2025年12月11日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目4番14号
会 社 名 ブロードメディア株式会社
(コード:4347 スタンダード市場)
代 表 者 代表取締役社長 橋本太郎
問 合 せ 先 取締役 押尾英明
電 話 番 号 経営管理本部長
03-6439-3983

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる 当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（中立）のお知らせ

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由により、エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー（以下「公開買付者」といいます。）によって2025年12月10日に開始された当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、中立の立場をとること、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における上場は維持される予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー (AVI Japan Opportunity Trust plc)		
(2) 所 在 地	英国ロンドン市、51 ライムストリート 19 階 (19th Floor, 51 Lime Street, London, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	ノン・エグゼクティブ・ディレクター (Non-executive Director) ノーマン・クライ顿 (Norman Crighton)		
(4) 事 業 内 容	Corporation Tax Act 2010 の 1158 条に基づくクローズドエンド型投資会社およびインベストメント・トラストとして運営される。		
(5) 資 本 金	246,513,107 英国ポンド (2025年11月30日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	2018年7月		
(7) 大株主及び持株比率 (2025年9月30日 現在)	1.	Finda Telecoms Oy	22.1%
	2.	City of London Investment Management	9.0%
	3.	Hargreaves Lansdown, stockbrokers (EO)	6.9%
	4.	Rathbones	4.8%
	5.	Interactive Investor (EO)	4.7%

6.	Charles Stanley	4.4%
7.	1607 Capital Partners	3.0%
8.	AJ Bell, stockbrokers (EO)	2.9%
9.	UBS Wealth Management	2.6%
10.	Jupiter Asset Management	1.8%

(8) 上場会社と公開買付者の関係

資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 1,793,100 株（所有割合（注 2）：25.16%）を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注1) 公開買付者に関する記載は、公開買付者が2025年12月10日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に基づくものです。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2025年11月13日に提出した第30期（2026年3月期）半期報告書に記載した2025年9月30日現在の発行済株式総数（7,500,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（372,451株）を控除した株式数（7,127,549株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、割合の記載について同じとします。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,200 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 意見の根拠

当社は、2025年7月31日付で、公開買付者に対して2018年9月から投資一任運用サービスを提供している Asset Value Investors Limited（以下「AVI」といいます。）より、2025年12月頃を目指し、買付け後の公開買付者ら（以下に定義します。）の合計議決権割合が40%となる株式数を買付予定数の上限として下限は設けないこととし、買付価格は1株あたり2,200円とする本公開買付けを開始し、当社株式を追加取得したい旨の提案書を受領しました。その後、当社の法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の助言及び協力を得て、当社の企業価値及び株主の利益の確保という観点から、当社内及びAVIとの間で真摯な議論を重ねて参りました。

その結果、当社は、2025年12月11日開催の当社取締役会において、下記「②意見の理由」記載のとおり、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、上記「(1) 意見の内容」記載のとおり決議いたしました。

② 意見の理由

まず、本公開買付届出書によれば、公開買付者は、2018年7月に英国及びウェールズ法に基づき設立された株式会社であり、AVIが、公開買付者に対して2018年9月から投資一任運用サービスを提供しているとのことです。また、公開買付者は、2018年7月にロンドン証券取引所の本則市場であるメイン市場に上場されているとのことであり、本公開買付届出書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式を1,793,100株（所有割合：25.16%）所有しているとのことです。

また、AVIが投資一任運用サービスを提供している AVI Japanese Special Situations（以下「AJSS」といいます。）は当社株式を179,853株（所有割合：2.52%）、同じくAVIが投資一任運用サービスを提供している NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTS は当社株式を102,800株（所有割合：1.44%）所有しており、AVI、公開買付者、AJSS 及び NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTS（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）は当社株式を合計2,075,753株（所有割合：29.12%）所有しているとのことです。なお、AVIは、AJSSの発行済株式を0.02%未満所有しているとのことで、また、NORDEA BANK ABP/FINNISH CLIENTSの間に資本関係はないとのことです。

本公開買付届出書によれば、公開買付者らは、現在の当社の経営体制・取締役による企業価値向上の取組みを支持しており、当社の経営陣及び取締役会との建設的な対話を通じて、当社の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指しているとのことです。また、公開買付者らは、当社の経営陣に対しエンゲージメント活動を行う株主の立場であり、本公開買付け後も、これまでと同様に、スチュワードシップ・コードに基づき策定・公表された議決権行使方針に則って議決権行使することを予定しており、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると判断する議案については、賛成の議決権行使する予定とのことです。さらに、本公開買付届出書提出日現在において、(i)本公開買付けの成立後に当社の経営を支配すること、(ii)公開買付者らから役員選任議案の株主提案を行うこと、(iii)臨時株主総会の招集を請求することは、それぞれ予定していないとのことです。

これらを踏まえると、当社は、公開買付者らが本公開買付け後に最大で2,851,053株（所有割合：40.00%）の当社株式を所有することは客観的に当社の支配権に影響を及ぼし得る水準であるものの、当社が現在進めている中期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた取り組みを実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えております。また、本公開買付届出書によれば、公開買付者らは、本公開買付けにより当社を上場廃止にする意図はなく、本公開買付け後も当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことであり、当社は、下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えております。

一方で、当社はこれまで公開買付者らと、中長期の経営体制や後継者計画、事業ポートフォリオの見直し状況、取締役会のDE&I（ダイバーシティ（多様性）・エクイティ（公正性）&インクルージョン（包摂性））や多様性といった内容について議論を行ってきており、多くの部分について当社の進める取り組み・方針と公開買付者らの意見は合致しておりますが、一部については認識・見解の相違も存在しております。

以上から、当社は、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益のより一層の向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることといたしました。

また、当社は、(i)当社株式の市場株価は、本公開買付けが開始された2025年12月10日の

終値は公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（2,200 円）を超えないものの、その前営業日である同月 9 日の東京証券取引所スタンダード市場における終値（1,699 円）から大幅に上昇して 2,005 円となったこと、(ii) 本公開買付けの成立後も当社株式の上場は維持される予定であるところ、当社の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることいたしました。

（3）算定に関する事項

該当事項はありません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本公開買付届出書によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を 775,300 株として本公開買付けを実施することです。そのため、本公開買付け後に公開買付者らが所有する当社株式の所有割合は最大で 40.00% にとどまり、本公開買付け後も当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定とのことです。

なお、本公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けにより当社を上場廃止にする意図はなく、当社株式の流通株式比率 64.22% を踏まえて、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に抵触しないように配慮した買付予定数を設定しているとのことです。

本公開買付けによって公開買付者が買付予定数の上限とする 775,300 株の流通株式を買い付けたと仮定すると、当社の流通株式比率は 55.32%（注1）、流通株式時価総額は 83 億 1,852 万 4,450 円（注2）となり、いずれも東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（流通株式比率：25%、流通株式時価総額：10 億円）を上回る水準となります。そのため、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えております。

（注1）2025 年 9 月 30 日現在の当社の株式の状況を元に算出

（注2）2025 年 12 月 10 日の終値（2,005 円）と、本公開買付け後に想定される当社の流通株式比率から算出

（5）いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付届出書によれば、公開買付者らは、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付届出書提出日現在、本公開買付け成立後に当社株式を追加で取得する予定はないとのことです。

（6）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

該当事項はありません。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
本公開買付届出書によれば、該当事項はないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上